

1-2 新たに設置される公共施設について（開発区域外）

種 別	番 号	概 要			管理者	帰 属	摘 要
		幅員・寸法	延 長	面積・数量			

2 既存の公共施設について

種 別	番 号	概 要			管理者	帰 属	摘 要
		幅員・寸法	延 長	面積・数量			

※ 公共施設の管理及び帰属先については、申請者と市（関係各課）とで協議の上決定する。
（防火水槽の管理者については、市と新座消防署とで協議の上決定する。）

3 設計施工方法について

- (1) 開発区域内外の道路及び排水の構造については、新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例に基づき、担当課と協議した設計とすること。
- (2) 電柱等は、交通の妨げになるので、道路敷内には設置しないこと。
- (3) 公共施設の工事に關し、市（管理者）は必要があるときは、その工事が、この協議書で定めるとおり行われているか否かについて、確認することができるものとする。
- (4) 工事を廃止した場合、公共施設の復元は申請者が責任を持って行うこと。

4 帰属について

- (1) 申請者が管理者に対してする公共施設の引渡しは、市が行う工事完了検査に合格した後に行うものとする。
- (2) 所有権移転登記は嘱託登記とし、嘱託書の調整は管理者において行い、その他の事務は申請者において行うものとする。
なお、所有権移転登記に必要な書類は、工事完了届出書と同時に市へ提出すること。

5 管理について

公共施設に故障があった場合の補修について、公共施設引渡し後3年間は申請者の責任において補修費を負担すること（公告の日から起算して3年間）。

6 工事施工について

工事施工に当たっては、公害の発生を未然に防止するよう十分注意すること。

なお、公害が発生し、その周辺の住宅、農作物その他公私有財産に損害を与えたときは、申請者の責任において速やかに補修等の事後処理を行い、再発しないよう十分対処すること。

7 その他

(1) 申請者は、新たに設置される道路に、ガス管等道路管理者（市）以外が管理する施設を設置する場合は、当該液化石油ガス販売事業者等に対して事前に道路管理者（市）と協議を行うよう調整を図ること。

(2) 宅地区画の変更は、工事完了後は認められないので、購入者に対して十分説明の上販売すること。